「シンプルマッチ制度」利用規定

一般社団法人日本雇用環境整備機構

第一条（目的）

本機構は育児・障がい者・エイジレス（35 歳以上）の雇用促進のための事業目的のひとつである育児者・障害者・エイジレスのマッチング WEB サイトを運営しているが、より簡易的且つ迅速な雇用促進のため本制度を運用する。

第二条（求人の申し込み）

企業は一般社団法人日本雇用環境整備機構（以下「本機構」という）へ人材の求人募集を申請することができる。より簡易的且つ迅速な採用を目指すための制度（以下「シンプルマッチ」という）を指定することで通常の求人とは異なる本制度を利用することができる。

第三条（申請方法）

企業は求人に関する必要事項を明記し申請することができる。なお、シンプルマッチでは、応募者との面接日を事前に指定することができる。

但し、求人を申請できる企業はマッチング WEB サイトの利用企業に限る。

（１） 面接日は申請日から土日祝を除く 8 日後～14 日後までの間で設定しなければならない

（２） 面接日は必ず就業日よりも前の日程で設定されなければならない

第四条（求人の公開）

本機構は、企業からシンプルマッチによる求人情報を受けったときは速やかに育児・障害・エイジレスのマッチング WEB サイト（以下「マッチング WEB サイト」という）へシンプルマッチ制度である旨と併せて公開しなければならない。

なお、求人情報に不明点や公開を妨げる要因がある際は申請者に確認するものとし、確認が取れるまで本機構は公開を拒むことがある。

（１） 求人は面接日の土日祝を除く 3 日前の 24 時までに応募者がなかった場合は一旦取り下げられる

（２） この場合、面接日を再設定して再申請することができる

第五条（求職者の申し込み方法）

求職者はシンプルマッチの求人を知り、応募の意思がある場合はマッチング WEB サイトから応募することができる。求人情報の諸条件を確認し満たしている場合のみ、応募することができる。特に以下条件は必ず確認のうえで応募しなければならない。

（１）応募できるのはマッチング WEB サイトに登録済みの者に限る

（２）応募できるのは第八条の（１）～（６）に該当していない者に限る
（３）面接日時に訪問できる者に限る
（４）就業後に現実的に勤務可能である者に限る

第六条（定員）
マッチング WEB サイトから申し込み順の先着一名で原則終了する。最も早期に応募した求職者は指定の日時に面接応募先企業の面接を受験する権利が与えられる。

第七条（応募者情報）
企業は申し込みがあった先着一名のプロフィールをマッチング WEB サイト上にて事前に確認することができ、指定の面接日に応募者と面接にて接触することで採否を決めることができる。
なお、企業は応募者との面接を拒むことはできない。

第八条（面接拒否の特例事項）
但し、以下の場合に限り企業は応募者との面接を拒むことができる。この場合、指定のネットフォームから本機構への連絡をもって断ることができる。特例事項に該当しない場合での面接の断りは原則できないものとする。
なお、面接の当日または前日の急な断りの場合、応募者へ五千円を上限とした補償金の支払いが発生する場合がある。
（１）応募者のマッチング WEB サイト上のプロフィールが著しく記載希薄の場合
（２）応募者が採用可能な区分と異なる場合（育児・障害・エイジレスなど）
（３）応募者が応募資格を満たしていない場合
（４）求人が定年以上の年齢者を採用しない旨の表記があり、応募者が定年年齢を超えていた場合
（５）求人に過去に面接などのキャンセル前歴者を採用しない旨の表記があり、応募者が過去にキャンセル前歴があると表記されている者だった場合
（６）過去にこの企業の同一内容の求人に応募があり不採用とした者
（７）その他、本機構が就業後に現実的に勤務不可能であると判断した場合

第九条（面接への不介入）
企業と応募者の面接の実施及び採否に関して本機構は原則介入しないものとする。本制度は、企業が採用しなければならない制度ではなく、また応募者が就業しなければならない制度ではない。面接後の採否は互いに自由とするが、法令に則った採否基準によるものでなければならない。
面接確定後から面接当日までの間の緊急の連絡については、応募者には企業連絡先を伝え、企業にはマッチング WEB サイトからスカウトメール機能を利用して連絡が取れるようにスタッフ番号を伝え、当事者間で対応することとし本機構は緊急連絡の仲介はしないものとする。

第十条（採否報告）

面接後、土日祝を除く２日以内に企業は応募者を採用するかどうか本機構に連絡しなければならない。応募者も同様に土日祝を除く２日以内に本機構に連絡しなければならない。

なお、面接に応募者が欠席だった場合は、その旨を本機構に連絡しなければならない。この場合、応募者には面接等のキャンセル前歴が記録される。

企業が面接に欠席だった場合は、前八条の急な断りとみなす。

第十一条（不採用の場合の処理）

採否結果が企業と応募者のいずれか又は双方が断りだった場合は終了とする。この場合、企業は再度シンプルマッチを公開することを本機構に申請できる。応募者は同一企業の同一内容の求人に再度応募することは原則できない。

第十二条（採用の場合の処理）

採否結果が企業と応募者の双方合意の場合、採用とみなし以降の入社手続きは当事者間で決定することができる。なお、採用とは面接から一年以内の雇用等を指す。

第十三条（報酬）

雇用成立の際、企業は本機構へ報酬として別紙定められた金額を採用者入社時までに支払わなければならない。面接後に雇用に至らなかった場合、報酬は発生しない。

第十四条（違約金）

応募者を雇用・採用したにもかかわらず本機構へ虚偽の報告等をした場合、その事実が発覚したときには企業は違約金として百万円を本機構に支払うものとする。虚偽の報告等とは以下をいう。

（１）不採用と報告したにもかかわらず採用・雇用・使用した事実がある

（２）不採用と報告したにもかかわらず関連会社又は関係すると判断される企業等にて採用した

（３）面接で不採用後、本機構へ報告なく一年以内に採用した

（４）報酬の支払いを免れるための策を講じ悪意の行為と判断された場合

第十五条（了解事項）

本制度を利用又は申請の場合、本利用規定に同意したものとみなす。

附則

１ 本制度は、令和７年４月１日から実施する。

別紙

第十二条に基づく報酬額
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の期間中は金三万円（税別）とする。